

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を
令和6年2月26日午後1時40分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 13名

2. 出 席 委 員 12名にしてその氏名は次のとおり

1 番 高橋 善一	2 番 高橋 隆	3 番 山岸 誠
4 番 黒澤 ちよ子	5 番 本間 仁一	6 番 青木 憲一
7 番 浅野 厚司	8 番 伊藤 圭一	9 番 神尾 篤志
11番 鈴木 正徳	12番 渡沢 寿	13番 安達 芳紀

3. 欠 席 委 員 10番 朝倉 善則

4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事 務 局 長 山内 美穂
同 上 事務局長補佐 佐藤 秀之
同 上 農 地 係 長 嶋貫 信一郎

5. 付 議 事 件

日程第1		会議録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告について
日程第4	報第2号	南陽市認定農業者の認定について
日程第5	報第3号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6	確第1号	農地法第4条第1項の規定による農地転用許可制限例外の確認について
日程第7	議第7号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第8	議第8号	非農地証明願に対する可否について
日程第9	議第9号	南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第10	議第10号	令和6年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について

6.

(開会：ときに午後1時40分)

会議の要領
議長(高橋会長)

令和6年2月19日付け南農委告示第2号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、12名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、10番 朝倉善則委員の1名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長)

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

2番 高橋隆委員、3番 山岸誠委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員

2番 高橋 隆 委員

3番 山岸 誠 委員

議長(高橋会長)

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長)

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長)

日程第4 報第2号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、報第2号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年1月18日付け農第924号で、南陽市長から本委員会に対し、令和6年2月1日付けで12件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長)

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、報第2号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が18件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第3号について、ご説明申し上げます。
議案書は3ページから5ページになります。
1番から18番のすべての案件について、中間管理事業を利用し、これまでと同一の耕作者、もしくは別の担い手に耕作者を変更するために合意解約となります。案件毎の説明は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。
以上です。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

………なしの声………

議長(高橋会長) 「なし」の声が有りますので、報第3号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 確第1号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可制限例外の確認について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、確第1号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可制限例外の確認について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用許可制限例外の確認について、1件の願出がありましたので提案するものであります。ご審査のうえ確認くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、確第1号について、ご説明申し上げます。
議案書は6ページになります。
農地法4条例外は、200㎡未満の農業施設については、転用の許可を要しない規定となっており、建築に際して、届出をいただき確認しているものです。
1番につきましては、▲▲の■■■■■さんが、▲▲字▲▲の一部 畑605㎡のうち一部の199㎡を農業用倉庫を建築するため願出があったものです。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、
9番 神尾篤志委員より、報告をお願いします。

9番
(神尾篤志委員) 2月19日に、私と伊藤圭一委員、佐藤事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で現地調査を行いました。
この案件につきましては申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長(高橋会長) これより、本案件について、審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、願出のとおり確認することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 願出のとおり確認することが妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、願出のとおり確認することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第7号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第7号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転1件、賃借権設定2件、賃借権移転4件、合計7件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第7号について、ご説明申し上げます。議案書は7ページから10ページになります。

はじめに、7ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計2,685㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、8ページからが、賃貸借権設定の申請となります。

2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外60筆 田が54,487.92㎡ 畑が11,026.99㎡ 合計65,514.91㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

3番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外20筆畑が17,399㎡、農業用施設用地が724.14㎡ 合計18,123.14㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

4番から7番につきましては、賃貸借権移転の申請となります。

4番につきましては、▲▲の■■■■■さんの所有する ▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計6,146㎡について、借人を■■■■■さんから■■■■■さんに移転するものです。

5番につきましては、お亡くなりになった■■■■■さんの相続人で▲▲の■■■■■さんの所有する ▲▲字▲▲ 外3筆の田 合計936㎡について、借人を■■■■■さんから■■■■■さんに移転するものです。

6番につきましては、▲▲の■■■■■さんの所有する ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計1,980㎡について、借人を■■■■■さんから■■■■■さんに移転するものです。

7番につきましては、▲▲の■■■■■さんの所有する ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計4,499㎡について、借人を■■■■■さんから■■■■■さんに移転するものです。

以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

はじめに、議第7号 1番の現地調査については、後藤和義推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 後藤委員から本日連絡を頂戴しました。

申請のあった3筆につきましては、水田として耕作されており、周辺の草刈りなどについてもしっかりと管理されていることを確認したとご報告いただいております。

議長(高橋会長) 次に、2番の内、▲▲地区14筆の現地調査について、12番 渡沢寿委員より、報告をお願いします。

- 1 2 番
(渡沢寿委員) 2月23日に現地を調査してまいりました。
申請地は全て耕作され、周辺農地への影響も無いことを確認してまいりました。
以上です。
- 議長(高橋会長) 次に、2番の内、▲▲地区1筆と、3番の内、▲▲地区3筆と▲▲地区17筆の現地調査について、5番 本間仁一委員より、報告をお願いします。
- 5 番
(本間仁一委員) 2番の▲▲地区の農地につきましては、耕作され、周辺農地への影響も無いことを確認してまいりました。
3番は、耕作されてる農地と、耕作されていない農地も見受けられましたが、草刈等の管理がなされ、周辺農地への影響がないことを確認してまいりました。
以上です。
- 議長(高橋会長) 次に、2番の内、▲▲地区46筆と、3番の内、▲▲地区1筆及び、4番の内▲▲地区1筆、並びに5番、6番、7番の現地調査について、10番 朝倉善則委員より、調査していただいておりますが、本日欠席のため、事務局より報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長 朝倉委員より電話で報告いただいております。
2番の案件については、一部耕作されていない所もありますが、管理されており、周辺農地への影響がないということと、その他の農地については耕作され、周辺農地への影響が無いことを確認したとご報告いただいております。
以上です。
- 議長(高橋会長) 次に、3番の内、▲▲地区の1筆の現地調査については、4番 黒澤ちよ子委員より、報告をお願いします。
- 4 番
(黒澤ちよ子委員) 本日確認をしてまいりました。
申請地は全て耕作され、周辺農地への影響も無いことを確認してまいりました。
以上です。
- 議長(高橋会長) 次に、4番の内、▲▲地区の2筆の現地調査について、8番 伊藤圭一委員より、報告をお願いします。
- 8 番
(伊藤圭一委員) 2月24日確認してまいりました。
申請地は全て耕作され、周辺農地への影響も無いことを確認してまいりました。
- 議長(高橋会長) お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第8号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第8号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第8号につきまして、ご説明します。
議案書11ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、
▲▲字▲▲ 外12筆 登記地目畑 合計2,772㎡が、平成12年から耕作せず山林化して、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
以上です。

議長(高橋会長) 1番の現地調査について、高橋義昭推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

高橋委員からメールでご報告を頂戴しております。
▲▲字▲▲の3筆と、▲▲の5筆につきましては、道路から目視で確認でき、実際に山林化していることを確認いただいております。
▲▲字▲▲の部分につきましては、侵入が困難な所で、航空写真から山林化していることを確認いただいております。
以上です。

議長(高橋会長)

これより、本案件について審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長)

妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長(高橋会長)

次に、日程第9 議第9号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、議第9号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和6年2月9日付け農第980号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「旧農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、賃借権設定68件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

佐藤事務局長補佐

ただ今提案されました、議第9号につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書は12ページからで、15ページにつきましては、総括表となっておりますのでご覧ください。
賃借権設定が68件で、計画面積が田276,083㎡となっております。
賃借権設定の詳細につきましてご説明申し上げます。16ページをお開きください。
この度の設定68件につきましては、全て農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して設定するものです。

佐藤事務局長補佐

まずNo.1、▲▲の亡き■■■■氏の法定相続人、■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田2, 529㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、口座振替となっております。

以下、No.2からNo.68まで同様に、農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して設定するものですので説明を省略させていただきます。ご了承ください。

なお、21ページのNo.45、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するものにつきましては、新規の5年となっており、ほかは全て10年契約となっておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(高橋会長)

それでは、はじめに賃借権設定の16番から17番の2件の案件について審議いたします。

ここで、12番 渡沢寿委員の退席を求めます。

……………渡沢寿委員退席……………

議長(高橋会長)

これより本案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長)

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの2件の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) ここで、12番 渡沢寿委員の復席を求めます。

……………渡沢寿委員復席……………

議長(高橋会長) 次に、賃借権設定の42番の案件について審議いたします。
ここで、4番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員退席……………

議長(高橋会長) 本案件について、審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) ここで、4番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員復席……………

議長(高橋会長) 次に、ただいまの議事参与案件となった3件を除く、賃借権設定65件の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

2番 (高橋隆委員) 56番の案件の賃借料について、▲▲字▲▲の1部3,982㎡の単価が9,500円、同じく5440の1部550㎡の単価が10,000円になっている理由を教えてください。

- 嶋貫農地係長 どちらも地目が「田」となっておりますが、賃借料１０，０００円の方は、現況が樹園地になっており、転作で果樹が植わっていきまして、９，５００円の方が田として使っている部分という違いがあります。
- また、９，５００円の方は自動更新、１０，０００円の方は金額を固定する形の申請になっています。
- なお、今回現況の表記が農業委員会の台帳の関係上、田となっておりますが、今後このような案件がありましたら現況を樹園地に直したうえでご提案させていただきたいと思います。
- 以上です。
- ２番 分かりました。
(高橋隆委員)
- ……………なしの声……………
- 議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
- 議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。議事参与案件３件を除く全６５件の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。
- 議長(高橋会長) 次に、日程第１０ 議第１０号「令和６年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 山内事務局長 ただ今上程されました、議第１０号「令和６年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、来年度の南陽市農業委員会活動の方針等を策定するため、「基本方針」、「活動方針」及び「活動計画」をご提案するものであります。
なお、この方針案につきましては、振興専門委員会において原案を作成し、最適化推進会議でご検討いただいたものでございます。
ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。
- 議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

佐藤事務局長補佐

ただ今提案されました、議第10号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は24ページからになります。

令和6年度南陽市農業委員会活動方針（案）等につきましては、これまで振興専門委員会で協議、作成しました原案を、1月、2月の運営委員会及び最適化推進会議で協議、承認いただき、本日、総会にご提案申し上げます。

それでは、25ページをご覧ください。

初めに活動方針（案）につきまして、ご説明を申し上げます。

1番の基本方針については、農業を取り巻く環境と本年の自然災害、とりわけ4月・5月の凍霜害、7月下旬の強風等による農作物の被害に触れております。

2番の活動方針につきましては、農業委員会として大きく変わることはありませんが、人・農地プランが市町村策定の地域計画として法定化されたことを受けて、⑤に10年後の農地集約等の目標を示す「目標地図」の素案作成を盛り込みました。

その他の項目については、前年度と同様の方針で進めてまいりたいと考えております。

続きまして、26ページをご覧ください。

活動計画（案）につきまして、ご説明を申し上げます。

活動計画は、農業委員会として大きく変わりませんが、各種会議の開催や意見書の検証、行政庁諮問に対する答申、各種研修会の開催及び実施、広報、広聴活動の強化促進など、一層関係機関との連携を深めながら農業振興の発展に向けて活動を行っていくとしております。

以上です。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、原案のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

………全員挙手………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定することに決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和6年2月19日付け南農委告示第2号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時11分)